

特別交付税の交付が過大

13件 不当金額(支出) 1億3252万円
(前年度 26件 3億8308万円)

1 特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）に基づき、普通交付税の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要がある地方団体に特別交付税を交付している。

特別交付税の額の算定方法は、特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号。以下「省令」という。）において、特別の財政需要として算定の対象となる事項（以下「算定事項」という。）ごとに定められている。

市町村は、当該市町村に該当する算定事項ごとに財政需要に関する基礎資料（以下「算定資料」という。）等を作成して、都道府県に提出している。そして、都道府県は、管内市町村から提出された算定資料等の審査を行って総務省に送付し、総務省は、送付された算定資料等の金額に所定の係数を乗ずるなどして地方団体に交付すべき特別交付税の額を算定することとされている。

省令、算定資料の記載要領等によれば、特別交付税の算定事項の経費の算定に当たっては、市町村が負担する額に基づくことなどとされ、国庫補助金、都道府県補助金、地方債等の特定財源を控除することとなっている。

2 検査の結果

本院が総務本省及び12道県の152市町村において検査を行ったところ、3県の13市町において次のとおり適切でない事態が見受けられた。

これを県別・交付先別に示すと次のとおりである。

(単位：千円)

県名	交付先	算定事項	年度	特別交付税 交付額	過大に交付された 特別交付税の額	摘 要
富山県	富山市	地方バス	19～21	5,697,321	41,748	都道府県補助金を控除していなかったもの
同	氷見市	同	19～21	3,266,232	8,608	同
同	滑川市	同	21	579,201	10,400	国庫補助金を財源とした法定協議会からの収入を控除していなかったもの
同	黒部市	同	19～21	2,259,834	7,948	都道府県補助金を控除していなかったもの
同	小矢部市	同	20～22	2,106,252	20,880	国庫補助金を財源とした法定協議会からの収入を控除していなかったもの
同	南砺市	同	20	2,456,143	2,480	地方債を控除していなかったもの
同	射水市	同	19	1,347,027	16,292	都道府県補助金を控除していなかったもの
石川県	鳳珠郡能登町	同	19	808,233	3,363	算定方法を誤っていたもの
静岡県	静岡市	同	20	1,310,904	1,048	都道府県補助金を控除していなかったもの
同	島田市	同	18	941,279	4,020	同
同	伊豆の国市	同	18	500,236	7,237	同
同	牧之原市	同	18	504,044	6,129	同
同	賀茂郡西伊豆町	同	18	356,623	2,372	同
計				22,133,329	132,525	